

毎月勤労統計調査地方調査結果の一部訂正について

当調査において、今般、厚生労働省ホームページの掲載表について下記のとおり訂正いたしましたのでお知らせします。

利用者の方々にはご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

1 誤りの範囲

① 千葉県

毎月勤労統計調査地方調査平成 30 年 1 月～平成 31 年 1 月、平成 30 年平均分のそれぞれ表 1 及び表 2 の数値

② 大阪府

毎月勤労統計調査地方調査平成 26 年 1 月～平成 31 年 1 月、平成 26 年平均分～平成 30 年平均のそれぞれ表 1 及び表 3 の数値

③ 奈良県

毎月勤労統計調査地方調査平成 30 年 8 月～平成 31 年 1 月、平成 30 年平均分のそれぞれ表 1 及び表 3 の数値

④ 全国

平成 24 年 1 月～平成 31 年 1 月、平成 24 年平均分～平成 30 年平均分までの各表の全国値

2 訂正の原因

① 千葉県

平成30年 1 月分の月報作成時（平成30年 3 月）に、「宿泊業，飲食サービス業」、「医療，福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」の 3 産業について、母集団労働者数を算出する設定を誤ったことによる。

（厚生労働省HP参照）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-tihou20190802.pdf>

② 大阪府及び③奈良県

毎月勤労統計調査では、第二種事業所（常用労働者 5 ～29 人規模）については、統計調査員による調査を行っているが、大阪府及び奈良県において

一部の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた事案があったため、当該事案に該当する調査票を除外して再度集計を行ったことによるもの

(厚生労働省HP参照)

大阪府 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-teisei-20190826-dou29tsuiki.pdf>

奈良県 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-teisei-20191021.pdf>

④ 全国

- ・ 上記②及び③による反映（平成26年1月～平成31年1月、平成26年平均分～平成30年平均分）。
- ・ 「500人以上規模の事業所」の一部について抽出調査を行い、その場合に行う必要のある統計的処理（復元）を行っていなかった期間のうち復元に必要なデータが存在する平成24年1月まで遡って復元して再集計した数値に修正（平成24年1月～平成30年7月、平成26年平均分～平成29年平均分）

(厚生労働省HP参照)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/000467631.pdf>

- ・ 上記の再集計において雇用保険のデータを利用して母集団労働者数を補正した際、本来平成30年6月分の雇用保険データを使用すべきところ、同年5月のデータを使用したため、改めて集計した数値に修正（平成30年7月～平成30年12月、平成30年平均分）。

(厚生労働省 HP 参照)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20190531teisei.pdf>